

仕 様 書

件 名	駐屯地樹木伐採及び剪定役務	作成年月日	令和7年11月7日
		所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 山光 拓郎

1 場 所

福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

2 概 要

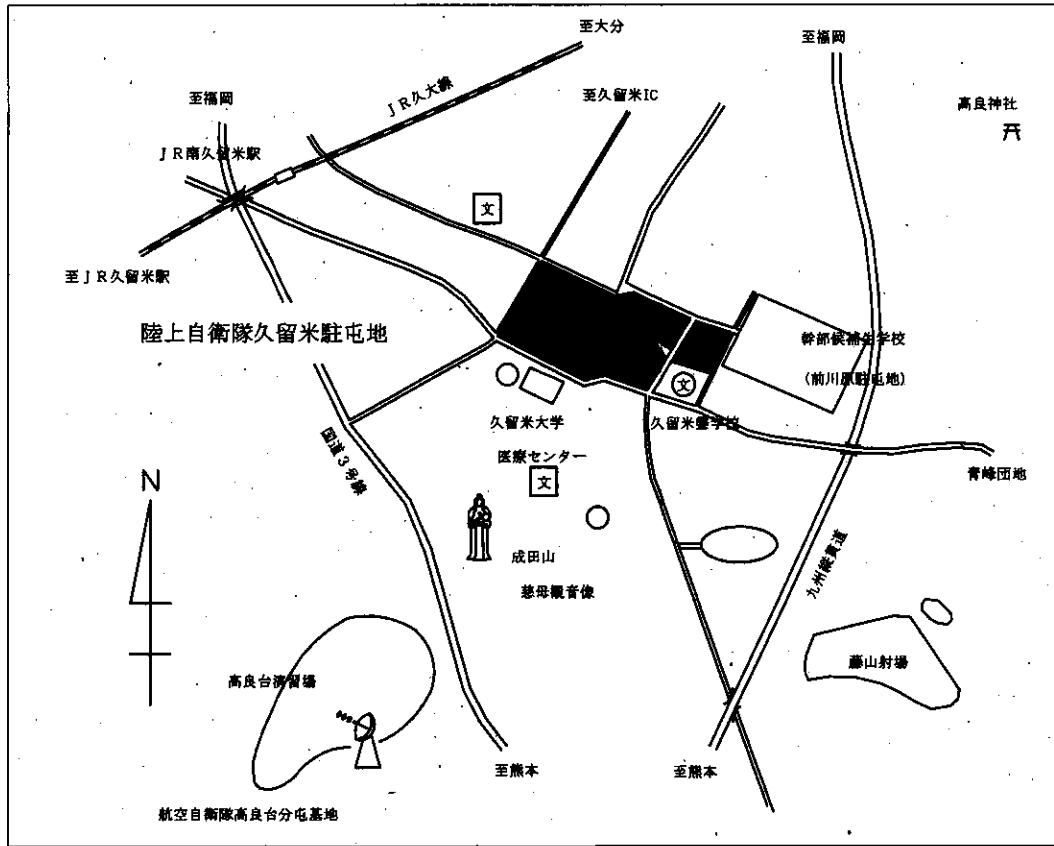
駐屯地内の樹木伐採及び剪定 374本、874.6㎡
 (カイズカイブキ、ネズミモチ、ツツジ、イチヨウ、サクラ、キンモクセイ等)

3 一般事項

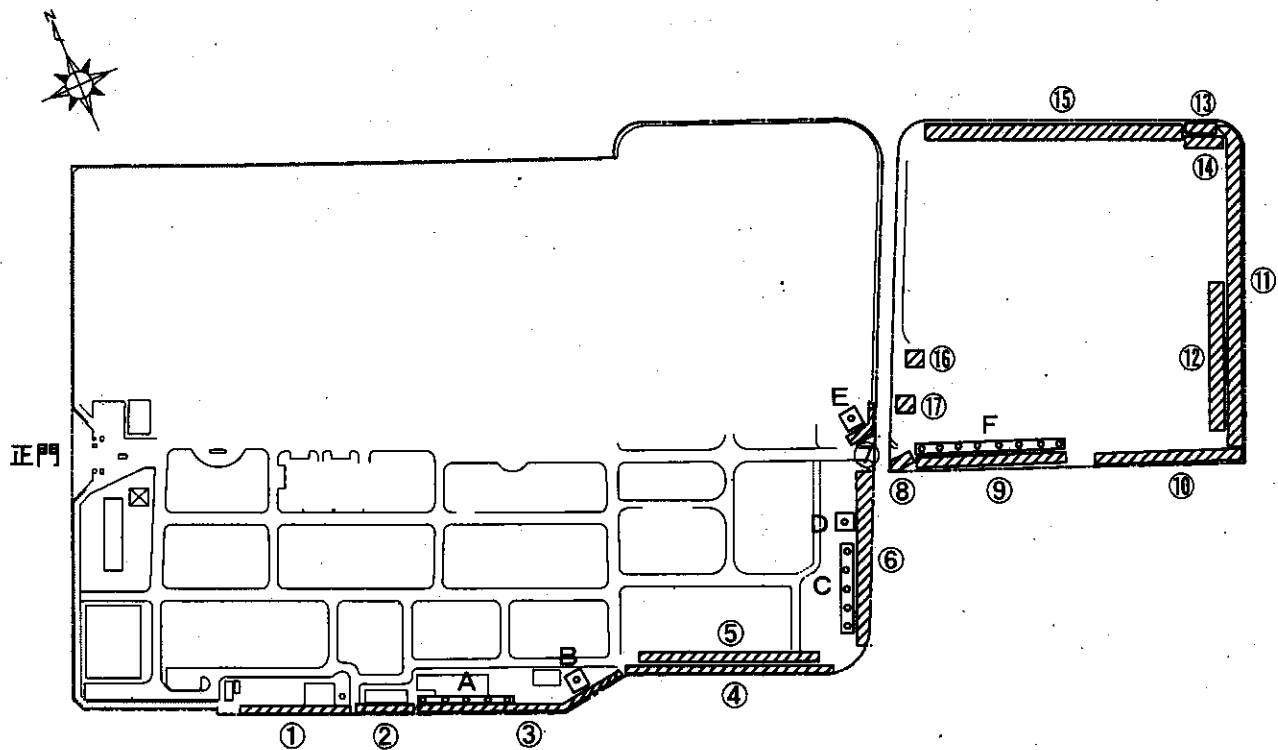
- (1) 本作業に際し、他の施設等に損傷を与えた場合は、請負者の負担において速やかに原形に復旧する。
- (2) 本作業写真は、作業前・作業中（各工程毎）・作業後及び使用資材等係官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム（A列4番縦）に整理のうえ1部提出する。
- (3) 作業の安全には十分に留意し、必要に応じて危険防止のための措置を講ずると共に、作業員に注意喚起し、火災予防・安全管理を徹底させる。
- (4) 本作業実施時期については、事前に工程表等を作成し係官と調整する。
- (5) 本作業において、軽微なもので当然必要と思われる事項は、請負者の責任において実施する。
- (6) 本作業において、電気・水を使用する場合には原則、請負者が準備する。
- (7) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議のうえ実施する。

4 特記事項

- (1) 伐採する樹木の規格等は、別表（1）のとおりとし、地面から15cm以下の位置まで伐採する。
- (2) 剪定する樹木の規格等は、別表（2）のとおりとし、外柵フェンスから内側4m以内の枝等を剪定する。
- (3) 作業箇所及び周辺では落下物（枝葉等）に十分注意するとともに、必要な場合は安全員を配置し、作業箇所周辺の安全な通行を確保する。
- (4) 作業に際し、周辺の樹木、建物等に障害を与えないよう十分に注意する。
- (5) 本作業において、伐採・剪定により発生した枝等は、請負者の負担で逐次運搬・搬出し、残置する場合は係官と調整する。また処分については、関係法令に基づき場外で適切に処分し、これを証明できる書類を役務終了後に提出する。
- (6) 本作業に際し、関係機関（警察等）への調整手続きが必要となる場合は、請負者の責任において確実に実施する。



久留米駐屯地案内図 S = 1/X



駐屯地配置図 S = 1/X

樹木伐採及び剪定一覧表

(1) 樹木伐採

分類 番号	樹木名	本数	規 格		m		
			樹高(m)	幹周(cm)	奥行(m)	幅(m)	計
①	カイズカイブキ	18	1.5~3.0	50~70			
②	ネズミモチ等	58	1.5~3.5	30~60			
③	ツツジ等				82	0.9	73.8
④	ネズミモチ等	99	1.5~2.2	40~50			
⑤	ツツジ等				72	2.5	180.0
⑥	ツツジ等				84	3.0	252.0
⑦	ツツジ等				8.5	1.5	12.8
⑧	カイズカイブキ	4	7.0~8.0	90~100			
⑨	ツツジ等				71	3.5	248.5
⑩	ネズミモチ等	58	1.5~2.0	20~70			
⑪	ツツジ等(枯木含む)				71.7	1.5	107.5
⑫	ネズミモチ等	12	1.5~2.0	30~70			
⑬	カイズカイブキ	3	8.0~9.0	100~140			
⑭	キンモクセイ等	10	4.0~9.0	50~160			
⑮	カイズカイブキ	82	3.0~3.5	100~130			
⑯	キンモクセイ	1	4.0	70			
⑰	モッコク	1	3.5	100			

(2) 樹木剪定

分類 番号	樹木名	本数	規 格	
			樹高(m)	幹周(cm)
A	サクラ	3	8.5~9.0	265~310
B	クス	1	9.0	350
C	イチョウ	9	7.0~8.0	120~150
D	サクラ	1	8.0	280
E	サクラ	1	6.5	270
F	サクラ等	13	3.0~9.0	100~250